

平成27年12月
石巻商工信用組合

お客様各位

法人に係る利子割（地方税）廃止のお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月以後に法人のお客様が受取る預金利息等から、利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されますのでお知らせいたします。

なお、個人のお客様につきましては変更ございません。

【税率】

平成27年12月31日お支払分まで	平成28年1月1日以降お支払分から
20.315% $\left(\begin{array}{l} \text{国 税 15.315\%} \\ \text{地方税 5\%} \end{array} \right)$	15.315% $\left(\begin{array}{l} \text{国 税 15.315\%} \end{array} \right)$

※ 上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が課され、国税15.315%を源泉徴収いたします。

《ご注意》

- ・お客様の個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合がありますので、個別のケースに係る税務上の取扱い等詳細につきましては、税理士や税務署に確認いただきますようお願いいたします。
- ・本件の最新情報や詳細等につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいようお願いいたします。

以上